

## Client Alert

15 December 2025

### 米国：商務省産業安全保障局（BIS）、「新たな“Affiliates Rule”を公表／1年間の施行延期を発表

#### 日本語版アラートに関するお問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



長谷川 匠  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9540  
[takumi.hasegawa@bakermckenzie.com](mailto:takumi.hasegawa@bakermckenzie.com)



藤原 総一郎  
アソシエイト  
+81 3 6271 9707  
[soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com](mailto:soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com)

2025年9月29日、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、暫定最終規則（IFR）「特定のリストに掲載された事業体の関連事業体を対象とするためのエンドユーザー規制の拡張」を公表した。従前、米国の輸出管理規制においては、米国輸出管理規則（EAR）のエンティティリスト（Entity List）等の輸出管理リストに掲載された事業体（掲載事業体）に輸出管理規制を適用してきたところ、米国外の事業体のうち、掲載事業体が50%以上の持分を保有する米国外の事業体（外国関連事業体）について、輸出管理リストに掲載されていない事業体（未掲載外国関連事業体）についても、新たにEARを適用するという「関連事業体ルール」（Affiliates Rule）を導入するものである。

もっとも、同年11月10日、BISは、連邦官報（11月12日付[公表](#)）にてAffiliates Ruleの施行を1年間延期することを正式に発表した。この延期措置は、米中間の通商交渉による影響とされている。

本アラートにおいては、施行が1年間延期されたものの、今後関心が深まると思われるAffiliates Ruleについて、IFRで公表された詳細とともに概説したい。

#### Affiliates Rule 制定の背景

今回公表されたAffiliates Ruleは、Entity List、軍事エンドユーザーリスト（MEU List）又は特別指定国民リスト<sup>1</sup>（SDN List）に掲載された1つ又は複数の事業体（掲載事業体）が、（直接的又は間接的に）50%以上の持分を保有する外国関連事業体について、Entity Listに掲載されていない事業体（未掲載外国関連事業体）であったとしてもEARに基づく輸出管理規制を適用するというものである。EARに基づく輸出管理規制を拡大し、輸出管理リストに掲載されていない事業体にも適用するという点で、米国の輸出管理政策の大きな転換となるものである。

Affiliates Ruleが施行されると、未掲載外国関連事業体は、掲載事業体と同一の輸出許可取得義務（ライセンス要件）や審査要件、例外要件を課されるなど、掲載事業体と同様のエンドユーザー規制の対象となる。BISのこうしたアプローチは、米国の外国資産管理法（OFAC規制）の“50% Rule”に近接するものであるが、Affiliates Ruleでは、関連する全ての掲載事業体に課されるエンドユーザー規制を検討し、未掲載外国関連事業体にはその中で最も厳しい規制を適用するという点で、“50% Rule”よりも広範（厳格）な内容となっている。

<sup>1</sup>掲載されると、EAR第744.8条に規定された一定のOFAC制裁プログラムに基づく取引禁止措置の対象となる



高波 巧  
アソシエイト  
+81 3 6271 9453  
[taku.takanami@bakermckenzie.com](mailto:taku.takanami@bakermckenzie.com)



平尾 俊紀  
アソシエイト  
+81 3 6271 9461  
[toshiki.hirao@bakermckenzie.com](mailto:toshiki.hirao@bakermckenzie.com)

## 英語版アラートに関するお問い合わせ先



Kerry Contini  
Partner, Washington, DC, US  
+1 202 835 6100  
[kerry.contini@bakermckenzie.com](mailto:kerry.contini@bakermckenzie.com)



Alison Stafford Powell  
Partner, Palo Alto, US  
+1 650 856 5531  
[alison.stafford-powell@bakermckenzie.com](mailto:alison.stafford-powell@bakermckenzie.com)

BISは、このIFRを踏まえ「Entity Listに関するよくある質問（FAQ）」を更新しているので、参照されたい。

### Affiliates Ruleの施行による主な変更点

従来のEARに基づくエンドユーザー規制は、掲載事業体とは法的には別の存在である子会社や関連会社には、輸出管理リストに個別に掲載されていない限り適用されなかった。しかし、Affiliates Ruleでは、この「法的には別の存在」というアプローチが廃止された。そこで、以下のいずれかの掲載事業体が、直接的若しくは間接的に又は個別若しくは合算で、50%以上の持分を保有する外国事業体については、輸出管理リストに掲載されていない事業体（未掲載外国関連事業体）であったとしても、掲載事業体と同一のライセンス要件、審査要件及び例外要件が適用されるようになった。

- 1) Entity Listの掲載事業体、及び保有関係に基づきEntity Listによる規制対象となる未掲載事業体
- 2) EAR第744.8条Supplement No.7のMEU Listに掲載されている事業体、又は保有関係に基づきMEU Listによる規制対象となる未掲載事業体（未掲載の「軍事エンドユーザー」のみにより保有されている事業体を除く）
- 3) EAR SDN List制裁プログラムの対象事業体、すなわち、EAR第744.8条(a)(1)のOFAC制裁プログラムに基づく規制の対象となる、特別指定国民リスト（SDN List）に掲載されている事業体（OFAC規制の“50% Rule”に基づき規制の対象となる事業体を含む）

BISは、Affiliates Ruleにおける間接的保有関係の有無の判断について、OFAC規制と同様のアプローチを採用する。すなわち、掲載事業体からその子会社、孫会社、ひ孫会社……に至るまで順次Affiliates Ruleによる規制対象となるかどうかを判断していくアプローチである。したがって、最終的な間接的保有比率を計算する際、これが希釈化するような計算方法は不適切とされる。例えば、以下の「Entity Listに関するよくある質問（FAQ）」Q.52の事例で、Affiliates RuleによるとC社は規制対象となる。

- Q.52 : A社（EAR対象品目を輸出する際は常に許可を要する、Entity List掲載事業体）がB社（未掲載事業体）の50%の持分を保有し、B社がC社（未掲載事業体）の50%の持分を保有している場合、（質問者は）C社に対しEAR対象品目を輸出できるか。
- 回答：（質問者は）原則としてBISから輸出許可を取得しない限り、C社に対し輸出できない。B社はAffiliates Ruleの要件を満たしているため、A社（掲載事業体であり、B社の間接保有者）と同様に規制対象となる。そして、B社がC社の50%の持分を保有しているため、C社もAffiliates Ruleの要件を満たす。そこで、C社は未掲載事業体であっても規制対象事業体となる。

### 異なる掲載事業体による共同保有一最も厳しい規制の適用

Entity List、MEU List又はEAR SDN List制裁プログラムでそれぞれ別に掲載され、異なる規制が適用される複数の事業体が、共同で50%以上の持分を保有する未掲載外国関連事業体については、「最も厳しい規制の原則」に基づき、最も厳しいライセンス要件、審査要件及び例外要件が適用される。例えば、ある外国事業体がEntity List掲載事業体に2%、MEU List掲載事業



体に48%保有されている場合、その外国事業体は規制対象の外国関連事業体である。そして、その外国関連事業体自身が輸出管理リストに掲載されていない場合は、未掲載外国関連事業体としてAffiliate Ruleが適用される。そして、保有比率の内訳に関係なく、一番厳しい内容であるEntity List掲載事業体に対する規制が自動的に適用される。

また、複数の掲載事業体のうち、1つの掲載事業体にのみ例外要件が適用され、他の掲載事業体には原則どおりライセンス要件が適用される場合、未掲載外国関連事業体にはそのライセンス要件が適用され、例外要件は適用されない。

### 外国直接製品規則（Foreign Direct Product Rule）への影響

Affiliates Ruleは、Entity Listにかかる外国直接製品規則（EAR第734.9条(e)）や、ロシア・ベラルーシの軍事エンドユーザー及びその調達にかかる外国直接製品規則（EAR第734.9条(g)）に関しても適用される。

また、外国直接製品規則においても「最も厳しい制限の原則」が適用される。例えば、1つの掲載事業体にのみEAR第734.9条(e)に基づくEntity Listにかかる外国直接製品規則が適用される場合、たとえ他の（外国直接製品規則が適用されない）掲載事業体がより大きな持分を有するときも、未掲載外国関連事業体にEntity Listにかかる外国直接製品規則が適用される。また、ある未掲載外国関連事業体について、FDP Entity ListのFootnote 1に掲載されている事業体A社が10%、Footnote 3に掲載されている事業体であるB社が40%の持分を保有している場合、その未掲載外国関連事業体にはFootnote 1及び3に基づく規制が重畠的に適用される。

### 適用対象外のエンドユーザー（事業体）

Affiliates Ruleは米国以外の事業体にのみ適用され、米国の事業体には、たとえ掲載事業体が50%以上の持分を保有する事業体であっても適用されない。

また、Entity Listに掲載された住所で事業を行っている1つ又は複数の掲載事業体が50%以上の持分を保有する未掲載外国関連事業体であっても、その掲載事業体の名称がEntity List上で明示されていない場合にも、Affiliates Ruleは適用されない。すなわち、掲載事業体の「住所のみ」がEntity Listに掲載されている場合、未掲載外国関連事業体にはAffiliates Ruleが適用されない。

さらに、BISは、Unverified ListやDenied Persons Listを含む、Entity List・MEU List・SDN List以外の輸出管理リストの掲載事業体とその関連事業体については、Affiliates Ruleを適用しない方針である。

### コンプライアンス・企業責任に関する検討事項

IFRでは、コンプライアンスや企業責任に関する検討事項として、以下のもののが規定されている。

- 掲載事業体が保有する持分は50%未満であるものの、その掲載事業体が主要な持分を保有する、あるいは過半数の取締役を輩出するなど、その掲載事業体と重要な関係にある事業体は、その掲載事業体に適用される輸出管理規制を迂回するために用いられる潜在的リス

クを有する「レッドフラグ」事業体と認定され、追加的なデューデリジェンスが求められる。

- BIS は、EAR 第 732 条 Supplement No.3 に Red Flag No. 29 を追加した。これにより、外国事業体を 1つ又は複数の事業体が 50%以上の持分を保有し、その 1つ又は複数の事業体が Entity List 又は MEU List に掲載されていることを取引の前に取引当事者が「知っている」場合には、取引当事者に対し、その 1つ又は複数の事業体が保有する持分比率を確認する積極的義務を課している。取引当事者がその持分比率を確認できない場合、例外が適用される場合を除き、BIS からライセンスを取得する必要がある。このような場合には、申請者は実施したデューデリジェンスの内容と、保有比率が確認できなかった理由を説明する必要がある。
- Affiliates Rule は厳格責任の原則に基づき執行されるため、輸出者は、Affiliates Rule の適用の有無を実際に認識していなかった場合であっても、責任を問われる可能性がある。したがって、輸出者は、取引相手となる外国事業体の保有構造を把握する積極的な責任があり、リスクベースのコンプライアンスの一環として、デューデリジェンスを実施すべきである。この点に関して、今後、Consolidated Screening List (CSL) が輸出管理規制の対象者を網羅するものではなくなることに留意すべきである。外国関連事業体は CSL に掲載されていない可能性があるため、OFAC 及び BIS の基準に沿った保有構造が分析できる、第三者スクリーニングツールの利用が輸出者に推奨される。

### Affiliates Rule に関するガイドラインと FAQ

BIS は、「Entity List 掲載事業体及びその他のエンドユーザー規制への Affiliates Rule の適用に関するガイドライン」を EAR 第 744 条 Supplement No.8 として公表している。

また、「Entity List に関するよくある質問（FAQ）」においては、Affiliates Rule に特化した Q.41 から Q.53 までの 12 件の追加質問を公表している。主な FAQ の内容は以下のとおりである。

- Q.41 : Red Flag No. 29に基づき、掲載事業体による持分比率を確認できない場合には、BIS からライセンスを取得する必要がある。
- Q.43 : Affiliates Rule は「支配」（関係）ではなく「保有」（関係）に基づき運用される。OFAC 規制の"50% Rule"と同様に、BIS の Affiliates Rule も、掲載事業体による持分の保有割合に基づき運用される。但し、End-User Review Committee は、掲載事業体によって支配されていると認定した事業体を Entity List 又は MEU List に掲載することができる。
- Q.44 : 「最も厳しい制限の原則」が明確化された。Entity List、MEU List 又は EAR SDN List 制裁プログラムの掲載事業体の複数が共同で、直接的又は間接的に 50%以上の持分を保有する未掲載事業体には、掲載事業体に適用されるライセンス要件、審査要件及び例外要件のうち、最も厳しいものが適用される。

また、上記 3 つのリストのいずれか 1 つの掲載事業体による保有割合について、その掲載事業体単独では 50%未満であっても、他の掲載事業体による保有割合を合算して判断する。したがって、Entity List 掲載事業体による保有割合が 25%、MEU List 掲載事業体による保有割合が 25%である未掲載事業体は、Affiliates Rule の適用により、2 つの掲載事業体に適用されるライセンス要件、審査要件及び例外要件のうち、最も厳しいものが適用される。

- Q.49 : Affiliates Rule が適用される未掲載外国関連事業体に関するライセンスの申請方法のガイダンスが公表されている。

### 例外措置の適用申請

End-User Review Committee は、未掲載外国関連事業体について上記迂回リスクがないと判断した場合には、事案に応じ Affiliates Rule の適用対象外とできる。この例外措置を希望する場合、Entity List 又は MEU List における掲載内容の修正を求め、End-User Review Committee に書面で申請できる。例外措置が認められた場合には、Entity List 又は MEU List の関連箇所にその旨が明記される。

以上、米国商務省産業安全保障局の Affiliates Rule についての近時のアップデートを概説した。詳細やご質問などについては、弊所の国際通商グループまで照会されたい。

本アラートの詳細（英語）については、以下のリンクを参照されたい：

- [BIS Issues One-Year Suspension of New "Affiliates Rule" - Global Sanctions and Export Controls Blog](#)
- [BIS "Affiliates Rule" Reported to be Suspended for One Year - Global Sanctions and Export Controls Blog](#)
- [BIS Introduces New "Affiliates Rule" Significantly Expanding Entity List, MEU List, and SDN End User Licensing Requirements Under the Export Administration Regulations - Global Sanctions and Export Controls Blog](#)

### 【ベーカーマッケンジー グローバル制裁・輸出管理ブログのご案内（英語）】

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、「グローバル制裁・輸出管理ブログ」を運営しています。本ブログでは、米国・欧州・英国によるロシアやイラン等主要国への経済制裁に関する最新情報や、オーストラリア、カナダ、日本等他国の動向もリアルタイムでお届けしています。

執筆者は、当事務所の国際通商グループに所属する各国オフィスの専門家となります。

#### 【購読方法】

- 「Subscribe」にメールアドレスを入力し、「Submit」をクリック
- <https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/> をお気に入りに追加

ぜひご活用ください。